

京都市会議員の議員報酬,費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する
条例（平成22年11月30日京都市条例第34号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により,市会議員の平成22年12月以後に支給する期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

区 分		改 正 前	改 正 後
平成22年度	12月支給分	100分の165	100分の150
平成23年度 以 後	6月支給分	100分の145	100分の140
	12月支給分	100分の165	100分の155

平成22年12月に支給する期末手当に係る部分については平成22年12月1日
日から,平成23年度以後に支給する期末手当に係る部分については平成23年4月
1日から実施することとしました。

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第34号

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の145」を「100分の140」に改め，同項第2号中「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から，第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)